

社会福祉法人及び各福祉施設指導監査等 根拠法令及び所管課 一覧表 <概要>

| 施設等 | 根拠法令 | 所管課 | 指導監査等担当課 |
|-----------------------------|--|----------|----------|
| 社会福祉法人(※1) | 社会福祉法 | 地域福祉課 | 地域福祉課 |
| 軽費老人ホーム | 社会福祉法 | 長寿社会課 | |
| 養護老人ホーム | 老人福祉法 | | |
| サービス付き高齢者向け住宅 | 高齢者の居住の安定確保に関する法律 | 建築住宅課 | |
| 特別養護老人ホーム、有料老人ホーム | 老人福祉法 | 介護保険課 | |
| 介護保険サービス事業所(居宅サービス、施設サービス)等 | 介護保険法 | | |
| 地域密着型サービス事業所 | 介護保険法 | | |
| 障害福祉サービス事業所等(※2) | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、 児童福祉法 | 障がい福祉課 | |
| 婦人保護施設 | 社会福祉法 | 子ども青少年課 | |
| 保育所、小規模保育事業所等 | 児童福祉法、子ども・子育て支援法 | 子育てあんしん課 | |
| 認定こども園 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、 子ども・子育て支援法 | | |

※1 盛岡市の区域内に主たる法人の事務所があり、かつ、盛岡市の区域内で事業運営を行っている法人(社会福祉法第30条第1項第1号)

※2 障害福祉サービス、障害者支援施設、一般相談支援、特定相談支援、障害児通所支援及び障害児相談支援

※3 上記以外の施設種別については、盛岡市地域福祉課までお問い合わせください。(所管機関を確認し、お知らせします。)